

陸送事業者のための

コンプライアンス ガイドブック

～全編～



一般社団法人 日本陸送協会

1

法令遵守に関する設問

コンプライアンス チェック項目

1. 道路運送車両法

(1) 回送運行許可

解 說

■ 1. 回送運行の目的を理解し、運行していますか？

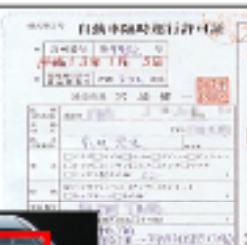
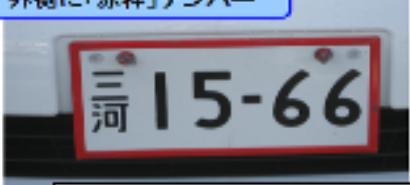
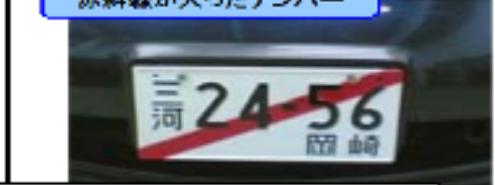
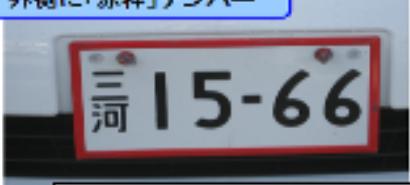
陸送事業における回送運行^{*1}の目的を理解し、運行しなければなりません。

* 1 國土交通省より許可を受け、自動車の「陸送」「制作」「販売」を行う各事業者が
回送ナンバーを使用し、業として回送車両を運行すること
道路運送車両法の適用除外により、特定の者にのみ許された自動車検査・登録制度の
例外的措置です。対象車両は、商品自動車・半完成車に限定されています。

□――《陸送事業における回送運行の目的》

- 回送を委託された自動車を委託者が指示する場所間の回送

＜回送運行許可と臨時運行許可の違い＞

回送運行		臨時運行	
使用目的	・陸送(委託された自動車の回送)<陸送業者> ・販売に伴う回送<販売業者(ディーラー等)> ・製作に伴う回送<自動車製作者(メーカー)>		ナンバー登録する為に行う車検場までの回送等 (運行経路は目的を達するための必要合理的な経路)
許可の対象	回送を業とする営業所 1組のナンバーで、有効期間中 は複数の自動車が回送可		回送する車両 1回の申請により、1組のナンバーで 1台のみ回送可
使用期間	回送運行許可	5年間(更新制)	必要最小限度で最高5日間
	ナンバーの貸与	1年間(更新制)	
運行に必要なもの	許可証    <p>表示位置: フロントガラス(運転者側)からみて 左上</p>	  <p>1月 10日 臨時外使用許可</p>	 <p>外側に「赤枠」ナンバー</p>  <p>赤斜線が入ったナンバー</p>
番号機	 <p>取り付け方法: ナンバー表示位置に、落失のないようにビス止め(前後とも)</p>		
白賄費	運行期間中有効なもの(1年間)		運行期間中有効なもの
窓口	運輸支局・自動車検査登録事務所		政令で定める市區町村

根拠法令	行政処分基準			チェック	備考		
	違反内容	処分内容					
		初違反	再違反 (再々違反)				
道路運送車両法 第36条の2 第7項第1号・第2号	回送自動車以外の自動車への利用 [臨時・偶発的]	3点	—				
	回送自動車以外の自動車への利用 [反復継続・計画的]	5点	7点 (9点)				
	目的外使用 [臨時・偶発的]	3点	—				
	目的外使用 [反復継続・計画的]	5点	7点 (9点)				

《違反点数に応じた行政処分内容》

行政処分等の内容および交付・貸与を行わない期間	付与・累計された違反点数
回送運行許可取消	20点
違反営業所の許可証等の全部返納および6ヶ月間の交付・貸与の停止	15点～19点
違反営業所の許可証等の50%返納および3ヶ月間の交付・貸与の停止	11点～14点
違反営業所の許可証等の20%返納および2ヶ月間の交付・貸与の停止	7点～10点
違反営業所の許可証等の1組返納および1ヶ月間の交付・貸与の停止	4点～6点
文書警告	1点～3点

CHECK !!

●目的外の使用をしていませんか？

不正使用例	対応方法
・構内車及び散水車がガソリンスタンドにて給油の為、番号標を取り付け公道を走行	・構内スタンド並びに工場内にて給油 ・ナンバー登録を受けて公道走行
・社用車の車検切れ車両の車検場への回送	(積載の場合) ・積載車へ搭載し、回送 (自走の場合) ・各市区町村にて、車両1台毎に「臨時運行許可」を受け回送
・登録ナンバーの脱落による、再封印する為の回送	(積載の場合) ・積載車へ搭載し、回送 (自走の場合) ・整備工場にて修理の上、回送
・保安基準不適合車両の回送 <small>不適合例)フロントガラスが割れているランプの破損、方向指示器の不具合(自走に不適合な車両)</small>	・ナンバー登録を受けた積載車へ搭載し、回送 ・商品自動車を自走(未登録の場合は回送ナンバーを取付け)
・ナンバー未登録の積載車へ荷物(商品自動車等)を搭載し、回送	